第明三治二十五種郵便物認可
△
○
○

平成２３年（フ）第３８２０号
大阪市旭区中宮３丁目１番11号　一柳マンション102
債務者　吉岡　哲二
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８６６号
大阪市住吉区苅田９丁目16番21―205号
債務者　石井　康浩
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８６７号
大阪市住吉区苅田９丁目16番21―205号
債務者　石井　里美
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８７１号
大阪府門真市千石西町２番６―109号
債務者　武田　　愛（旧姓田井）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８７７号
大阪市東淀川区豊里２丁目25番18号　サンロード18―203号
債務者　大塚　正徳
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８８２号
大阪市東成区中道３丁目４番36号
債務者　雨堤　信枝（旧姓築井）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８８５号
大阪府大東市緑が丘１丁目８番27号
債務者　竹内　　均
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８８６号
大阪府高槻市深沢町１丁目24番15号
債務者　大濱　まり（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８８７号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目９番15号　フレグランス平野102号
債務者　南宏之こと　金　　鶴洙
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８８８号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目９番15号　フレグランス平野102号
債務者　南通子こと　金　　通子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８８９号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目21番25号
債務者　木下　芳寿
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８９０号
大阪府寝屋川市高柳３丁目６番11号
債務者　塩田　佳代
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８９２号
大阪市平野区喜連西４丁目１番34―107号
債務者　松原美智子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２７号
岡山県倉敷市新田2899番地２
債務者　三門　勝昭
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
岡山県倉敷市田ノ上917番地
債務者　岡本　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
青森県十和田市西一番町１番25号
債務者　伊藤るえ子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３７号
山形県酒田市錦町５丁目62番地の14
債務者　北川　秋夫
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所酒田支部